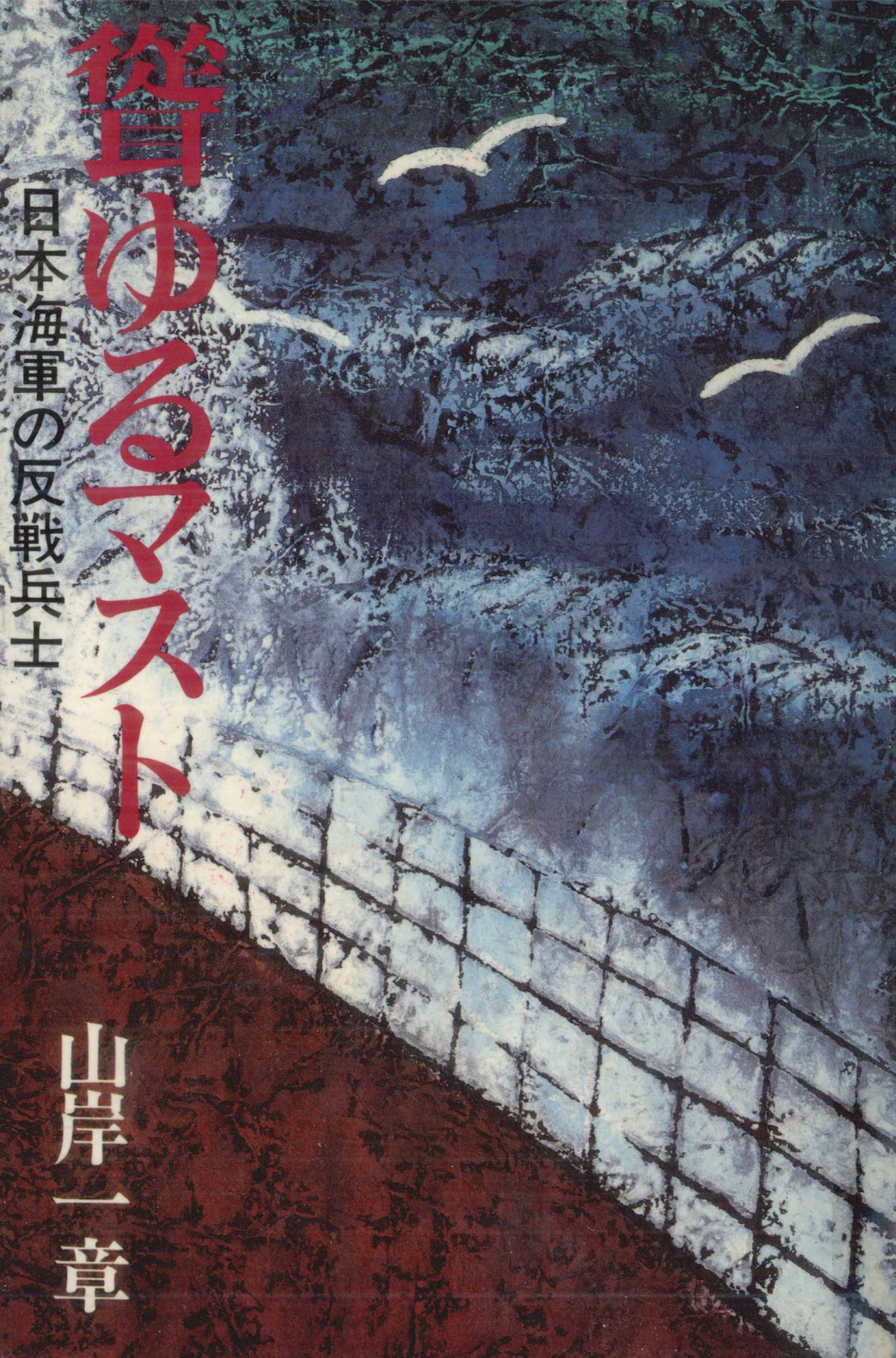




從ゆるマスト

日本海軍の反戦兵士

山岸一章

山

章

ゆるマスト

日本海軍の反戦兵士



やまぎし いっしょう
山岸 一章

1923年東京に生まれる。

1950年国鉄大井工場でレッドパージされる。

日本民主主義文学同盟員

主な著書「黙秘」「逆流わが面を洗え」「不屈の青春」「革命
と青春」「墓碑銘」「赤い月が昇る」など

現住所 日野市新町1-13-9-7

聳ゆるマスト——日本海軍の反戦兵士

1981年7月20日 初 版

1981年10月5日 第6刷

定価 1600円

著 者 山 岸 一 章

発 行 者 松 宮 龍 起

郵便番号 151 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8

発 行 所 株式会社 新 日 本 出 版 社

電 話 東京(478) 3311

振替番号 東京3-13681

印刷 壮光舎印刷 製本 小泉製本

落丁・乱丁本がありましたらおとりかえいたします。

本書の内容の一部または全体を無断で複写複製（コピー）して配布することは、法律で認められた場合を除き、著作者および出版社の権利の侵害になります。小社あて事前に承諾をお求めください。

目次

はじめに——二千三百万人以上の死者たち……………	7
一 呉軍港の阪口喜一郎と反戦グループ……………	17
二 古末憲一たちと呉海軍工廠の大量首切り……………	35
三 「満州事変」の謀略と出征兵士への反戦ビラ……………	48
四 『舜ゆるマスト』の創刊まで……………	63
五 「上海事変」の謀略と「爆弾三勇士」の宣伝……………	76
六 「上海事変」と呉軍港の反戦水兵たち……………	89
七 呉海軍工廠の工場新聞『唸るクレーン』……………	103
八 呉市の弾圧と寺尾一幹の呉署からの脱走など……………	118
九 木村莊重の入党と党オルグ三好惣次の検挙……………	131

十	横須賀海軍の第一次反戦活動とスパイ松村	142
十一	『兵士に与ふ』の方針と党オルグ錦織彦七の活動	164
十二	カフェーの女給佐藤静江と 小倉正弘二等機関兵の活動	175
十三	『聳ゆるマスト』百部以上の配布と投稿記事	189
十四	呉海軍の反戦水兵への弾圧と軍法会議の判決	200
十五	呉海軍の反戦水兵二十二人の氏名と美しい女性たち	215
十六	目黒亀治郎と平原甚松の 横須賀海軍の第二次反戦活動	233
十七	広島刑務所で虐殺された阪口喜一郎の最後	250
十八	戦後日本を支配する戦争犯罪者たちと 反戦・平和の国民的遺産	271

付 録

資料一 呉海軍反戦兵士の手記

軍艦の中から ××軍港××艦 三等水兵 299

資料二 呉海軍工廠共産党細胞の活動報告

従業員二万の工場に闘争を打建てる我細胞 ×××××細胞員 304

職場の情勢——日米戦準備の労働強化—— ×××××廠 赤鋳生 311

資料三 呉鎮守府軍法会議判決書 313

資料四 横須賀鎮守府軍法会議判決書 334

あとがき 347

菱
丁

名取
一
枝

聳
ゆる
マ
ス
ト

未来に生きる者は幸福だ。

真理に生きる俺は幸福だ！

（無名戦士の獄中書簡より）

はじめに 二千三百万人以上の死者たち

私は、この反戦記録を、日本国憲法・前文の引用から始めたいと思います。

「日本国憲法」前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと

努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等關係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

この平和憲法の誓いには、日本国民の悲惨な戦争体験がこめられています。悲惨な戦争体験をした敗戦後の国民は、「占領軍に押しつけられた憲法」とは感じず、平和と民主主義の憲法を、新鮮な感動と解放感で圧倒的に支持し、歓迎したのでした。この憲法に抵抗したのは、戦争犯罪者たちだけでした。

戦前の日本では、一九三一年九月十八日の「満州事変」勃発から一九四五年八月十五日の敗戦まで、絶望的な侵略戦争が十五年間もつづきました。この間に、アジア大陸や太平洋各地の戦場で、沖繩戦で、広島・長崎の原爆投下で、四百九十万戸もの家屋が焼失した空襲などで、三百十万人以上の日本人が殺されています。

天皇の軍隊は、アジア大陸や太平洋各地に侵略して、何の罪もない二千万人以上の人々を殺害しています。

死者二千三百万人以上という数字で、十五年戦争全体の惨禍を実感することは、一人の人間の想像力をこえています。しかし、死者二千三百万人以上の一人、一人に、人間の生命の尊厳があり、

幸福に生きる権利があり、虫ケラのように殺されたくない怒りがあったのです。二千三百万人以上の死者の一人、一人をめぐって、父母や兄弟姉妹、妻や恋人や遺児たちの嘆きは深く、戦後三十数年後の今日も、尽きることなくつづいています。

二千三百万人以上の死者たちの怒りが、私たち一人、一人の人間の想像力を、はるかに超えた無尽のものであっても、死者たちは、「声」を奪われていて、訴えることも、語ることもできません。死者たちに「声」のないのをよいことにして、二千三百万人以上もの死者たちが、誰に殺されたのか、戦争犯罪者たちをあきらかにせず、死者たちを、忘れてしまつてよいのでしょうか。

中国大陸の民衆は、天皇の狂暴な軍隊に、殺しつくし、焼きつくし、奪いつくしの「三光作戦」で殺されています。軍隊で私の班の教育係だった再度応召の上等兵は、一つ部落の老人から婦人、子供までをワラぶき農家に押し込んで焼き殺し、飛び出して来る中国人を、銃剣で刺殺したことを、自慢気に話していました。中国大陸では珍しくない戦争犯罪だったのです。日本軍は、一九三七年十二月から翌年二月までの南京大虐殺だけで、二十数万人の中国人を殺害しています。

一九四五年冬期の北ベトナムでは日本軍の食糧掠奪と天候不順などで、約二百万人が餓死させられています。ハノイやハイフオンの市街地では、餓死者や餓死寸前の人々が道路に倒れてつづいていました。日本軍に食糧を奪われまいとして、殺されたベトナム農民も少なくないのです。激しい戦場になったフィリピンでも、約二百万人が殺されています。

米軍は「鬼畜」だと教育されて、サイパン島の断崖から海へ、つぎつぎと集団投身の死を強制された日本女性や子供たちもいます。沖縄では、「ひめゆりの塔」の女学生などが集団自決を命令され、日本軍に殺された島民も少なくありません。広島と長崎では一発の原子爆弾投下で、数十万人

の市民が殺されました。東京、横浜、大阪、神戸、名古屋、福岡、仙台などの大空襲でも、数十万人の市民が、生きながら焦熱地獄の中で焼き殺されています。

赤紙一枚の召集令で戦場に送られた日本陸軍の兵士たちは、ビルマ奥地やガダルカナル島のジャングルのなどで、『山行かば』の歌詞どおりに、「草むす屍」となって帰れずにいます。日本海軍の兵士や船員たちも、西太平洋の青い海底に沈んで、『海行かば』の歌詞どおりに、「水漬く屍」となって帰れずにいます。

二千三百万人以上の死者たちは、いったい何の目的のために、誰のために、むなしく殺されたのでしょうか。

「平和のいしずえになったのだ」

という戦争犯罪者たちのごまかしの「声」が聞こえます。

「嘘だ。平和のためならば、戦争を起こす必要はなかったのだ。戦争さえ起こさなければ、私たちは、みんな殺されなくてすんだのだ。貧しくても、家族や恋人と幸福に、今でも生きておれたのだ」

二千三百万人以上の死者たちの「声」が、戦争犯罪者たちに反論しています。しかし、死者たちの痛切な「声」は、戦争犯罪者たちの耳に聞こえません。

二千三百万人以上の死者たちの「声」が、戦争犯罪者たちに聞こえなければ、死者たちの「声」を、生きた「声」にするのは、十五年戦争でかくも生き残った私たちの責任です。

戦後三十数年がすぎて、新聞やテレビなどは、「戦争体験は風化した」などと報道しています。しかし、戦争体験のない世代が人口の半数をこえても、二千三百万人以上の人々が殺された侵略戦

争の惨禍は、一世代ぐらいで「風化」するものではありません。「戦争体験の風化」をねがっているのは、二千三百万人以上の人々を殺害した日本の戦争犯罪者たちだけです。

十五年戦争の戦争体験は風化せず、むしろ反対に、全国各地の空襲体験を記録する活動のように、年々に深まっています。十五年戦争の歴史研究も、資料の発掘や公開がすすんで、年々に蓄積されています。問題は、十五年戦争の惨禍や戦争犯罪を、知ろうとするのか、知るまいとするのかのちがいが、知らせようとするのか、知らせまいとするのかのちがいです。

十五年戦争で最も重要なのは、二千三百万人以上の被害や惨禍が、自然現象の天災ではなく、天皇制ファシズムの戦争犯罪の結果であったという事実です。

第二次世界大戦後のドイツやイタリアで、今日でも、戦争犯罪者たちの時効を認めず、厳しく追及しているのちがって、日本では、戦争犯罪者たちがほとんど追及されず、戦後の日本を支配してきました。連合国の「東京裁判」はきわめて不完全なもので、多く処罰されたのは、戦争犯罪者と言いきれないBC級でした。

米・英に対する天皇の宣戦布告に東条内閣の商工大臣として副署した岸信介は、六〇年安保闘争当時の首相でした。同じく東条内閣の大蔵大臣だった賀屋興宣は、「東京裁判」で終身禁固の刑を受けたのですが、アメリカ占領軍によって釈放され、池田内閣の法相になっています。ドイツやイタリアでは、全く考えられない戦争犯罪者への黙認です。

岸信介や賀屋興宣に限らず、日本の多くの戦争犯罪者たちは、政界、財界、官界、司法界などの主流を形成して、戦後の日本を支配してきました。「鬼畜米英撃滅」を全国民に号令していた戦争犯罪者たちは、敗戦を境にアメリカべったりに変身し、対米従属の安保条約を讃美して、核戦争の

準備に協力しています。日本とアジアで二千三百万人以上の人々を死なせた戦争犯罪者たちは、平和憲法の改悪や日本型ファシズムの復活を、いつも、たくらんでいます。元号の法制化、教育勅語の礼讃などは、その現れです。戦争犯罪者東条英機らの合祀を黙認した靖国神社に、閣僚が集団参拝したり、元特高課長の現職法相が国会で、平和憲法の改悪論を発言しているなども、その現れです。

これらの策謀のなかで八〇年三月、猪木正道（防衛大学校の前校長）は、自民党国防議員連盟の「勉強会」で要旨次のような提言をしています。

「私は鳩山さんが憲法の改正を主張されたときから、憲法の効力発生から一世代の間は改正しないほうがよいと主張してきた。鳩山さんの段階で憲法の改正をやるとプラスよりマイナスが多かっただろう。しかし、そろそろ憲法問題にかんする調査会を内閣か国会につくって、特に憲法の前文と第九条の第二項にかんして、再検討すべき時期である。前文は大戦争が終った特殊なふん囲気のもとで書かれているから、当然現状に合わない。だから前文は削除した方がよい。第九条第二項は『前項の目的を達するために自衛軍を置く』と、改める。自衛隊法は自衛軍法と改める。私はそれだけでよいと思う」

この提言は、自民党などの平和憲法の改悪論議をリードして、憲法第九条第二項の改悪だけでなく、目頭に引用した「日本国憲法・前文」を、そっくり全文削除しようとする具体的な提案です。注目されるのは、猪木正道が、悲惨な戦争体験のない世代が人口の半数をこえる一世代後の一九八〇年代まで、憲法改悪の機会を待っていて、もうそろそろよい時期だと提案した深謀です。

この具体的提案は、戦争準備に必要な改悪案です。猪木正道は、基本的人権や民主主義を支える

他の条文の改悪案までふくめると、国民の反対が多くなるからこれだけの改悪でよい、と自民党議員たちに説いているように考えられます。

しかし、憲法前文を削除することは、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにする」反戦平和の決意を、紙屑のように投げ棄てることになります。猪木正道は、「前文は大戦争が終った雰囲気のもとで書かれているから、当然現状に合わない」と言うのですが、この言葉には、日本とアジアの各地で、むなしく殺された二千三百万人以上の人々を、忘れようとする戦争犯罪者たちの考えがふくまれています。

憲法前文の削除は、核戦争の準備、戦争犯罪者たちの免罪だけでなく、「主権が国民に存することを宣言し……、国政は、国民の厳粛な信託による」という国民主権を空洞化させる狙いをふくんでいます。この前文が削除されると、国民主権を明確に示す条文は、憲法全文百三条のうちで第一条だけとなり、それも、「（象徴天皇の）地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」という、わずか一行の間接表現になってしまいます。

A級戦争犯罪者の岸信介は、自民党の国会議員二百五十六人が加盟する自主憲法期成議員同盟の会長として八〇年三月、全国約三千三百の市区町村議会議長に要請文書を送り、市町村議会で憲法改悪の決議をすすめる策動を強めています。七九年の通常国会で、元号法制化を成立させたとき、沖繩を除く千六百余の市町村議会で元号法制化の決議をして、自民党政府が「世論が支持している」と主張する根拠にした策動を、先例にしています。この憲法改悪の策動は、猪木正道の提案と同じ八〇年三月に始まっている事実も、軽視できません。

まもなく二十一世紀を迎える一九八〇年代の日本の状況は、破滅的な核戦争を準備する軍事大国

化の軍国主義復活の道、基本的人権と自由、民主主義を抑圧する日本型ファシズムの道をすすむのか、それとも、平和憲法をあくまでも擁護する道、基本的人権と自由、民主主義を二十一世紀にふさわしく発展させる反戦平和の道をすすむのか、重大な岐路に立っています。

私たちは、日本とアジアの各地でむなしく殺された二千三百万人以上の死者たちの訴えることも、語ることもできない「声」を聞いて、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにする」決意を新しくして、まもなく二十一世紀を迎える日々を、悔いなく生きて行きたいと思います。

私たちは、人類を破滅させる核戦争を阻止するために、どのような困難があっても、国民主権を厳粛に宣言した平和憲法を、絶対に守り抜いて行きたいと思えます。

核戦争阻止と反戦平和の活動で、私たちを限りなく励ましてくれるのは、戦前の天皇制ファシズムの弾圧に屈することなく、生命をかけて、侵略戦争に反対した人々の反戦平和のたたかいの伝統です。

日本共産党は十五年間の侵略戦争に反対し抜いた唯一つの政党です。日本共産党の党史『日本共産党の五十年』（一九七二年刊）は、戦前で最も代表的な反戦平和のたたかいであった呉海軍の阪口喜一郎など、海軍下士官・兵士が中心になった反戦活動について、

「党は、東京、大阪の陸軍各連隊、横須賀、呉の軍港、戦艦長門、榛名、山城など、兵営や軍艦のなかにも党組織をつくり、『兵士の友』（三二年九月創刊）や『聳ゆるマスト』（三二年二月創刊）などを発行して、兵士や水兵のなかにも反戦闘争をひろげた」

と短く要約しています。しかし、その詳しい活動内容は、ほとんど不明でした。